

公告を電子公告により行う場合の登記例

【電子公告により行う旨およびアドレスのみを定めた場合】

公告をする方法

東京都において発行される 新聞に掲載してする	
電子公告とする。 http://www.c-s-c.jp/###	平成 年 月 日変更
	平成 年 月 日登記

【事故等の場合における予備的な公告方法も定めた場合】

公告をする方法

東京都において発行される 新聞に掲載してする	
電子公告とする。 http://www.c-s-c.jp/###.###.### ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、新聞に掲載して行う。	平成 年 月 日変更
	平成 年 月 日登記

【貸借対照表の公告アドレスを別に定めた場合】

公告をする方法

東京都において発行される 新聞に掲載してする	
電子公告とする。 http://www.c-s-c.jp/###.###.### 貸借対照表の公告 http://www.c-s-c.jp/#####.#####.#####	平成 年 月 日変更
	平成 年 月 日登記

注：公告を電子公告により行う旨の登記をしたときは、商号区中「貸借対照表に係る情報を受けるために必要な事項」の登記を抹消する記号を記録する（商業登記規則71）。